

第一類の品名欄に掲げる物品を含有する液体の取扱い

【照会】

法別表の品名欄の第1類の項第11号に掲げる品名(前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの)に属する物品(洗剤、消毒剤等)のうち、液体であるものについては、第1類の酸化性固体、第6類の酸化性液体のうち、いずれの性状について確認を行えばよいのか。

【回答】

設問のような液体である物品は、第1類の危険物としての性状確認は要しない。

また、法別表の品名欄の第6項に掲げられている品名に属さない物品である場合には、第6類の危険物としての性状確認も要しない。

(平成元年7月4日 消防危第64号 各都道府県消防主管部長あて 危険物規制課長通知)